

小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和8年7月 改定



目次

はじめに	1
第1部 基本的な考え方	4
第1章 基本的な方針	4
第1節 計画の基本的な考え方等	4
第2章 対策の目的等	6
第1節 対策の目的	6
第2節 対策実施上の留意点	8
第3節 対策推進のための役割分担	11
第4節 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	14
第3章 発生段階等の考え方	20
第1節 発生段階の考え方	20
第2節 各段階の概要	21
第4章 対策項目	23
第1節 主な対策項目	23
第2節 対策項目ごとの基本理念と目標	24
第2部 各対策項目の考え方及び取組	27
第1章 実施体制	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	40
第3節 対応期	42
第3章 まん延防止	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47
第4章 ワクチン	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	55

第3節 対応期	60
第5章 保健	65
第1節 準備期	65
第2節 初動期	68
第3節 対応期	69
第6章 物資	71
第1節 準備期	71
第2節 初動期	73
第3節 対応期	74
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	75
第1節 準備期	75
第2節 初動期	77
第3節 対応期	78
用語集	81

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症の中で、その感染性の高さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市区町村、保健所、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられたことから、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、

平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月に新たな「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定した。

令和元年12月末中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月9日、新型コロナウイルスによるものであるとWHOが発表した。同月16日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

令和6年7月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的改定が行われた。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

都は、令和6年7月の政府行動計画の抜本改定を踏まえ、令和7年5月に都行動計画を改定した。

3 小金井市の行動計画の策定

小金井市（以下「市」という。）では、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25年6月に「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」を制定した。また、政府行動計画や都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保することを目的として、平成27年2月、「小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する対策等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況下で対応できるよう、都行動計画に準じて、市の対策の選択肢を示すものである。

4 市行動計画改定の目的及び概要

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響をもたらされた。この未曾有の感染症危機において、市は、国・都・市区町村等と連携し、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の市行動計画の改定は、令和6年7月に政府行動計画の改定、令和7年5月に都行動計画の改定を受け、本市においても、特措法をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナへの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、見直しを行うものである。

今後は、市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、国や都等と連携して、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応で課題となった項目を独立させるなど、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても市行動計画において明らかにする。

第1部 基本的な考え方

第1章 基本的な方針

第1節 計画の基本的な考え方等

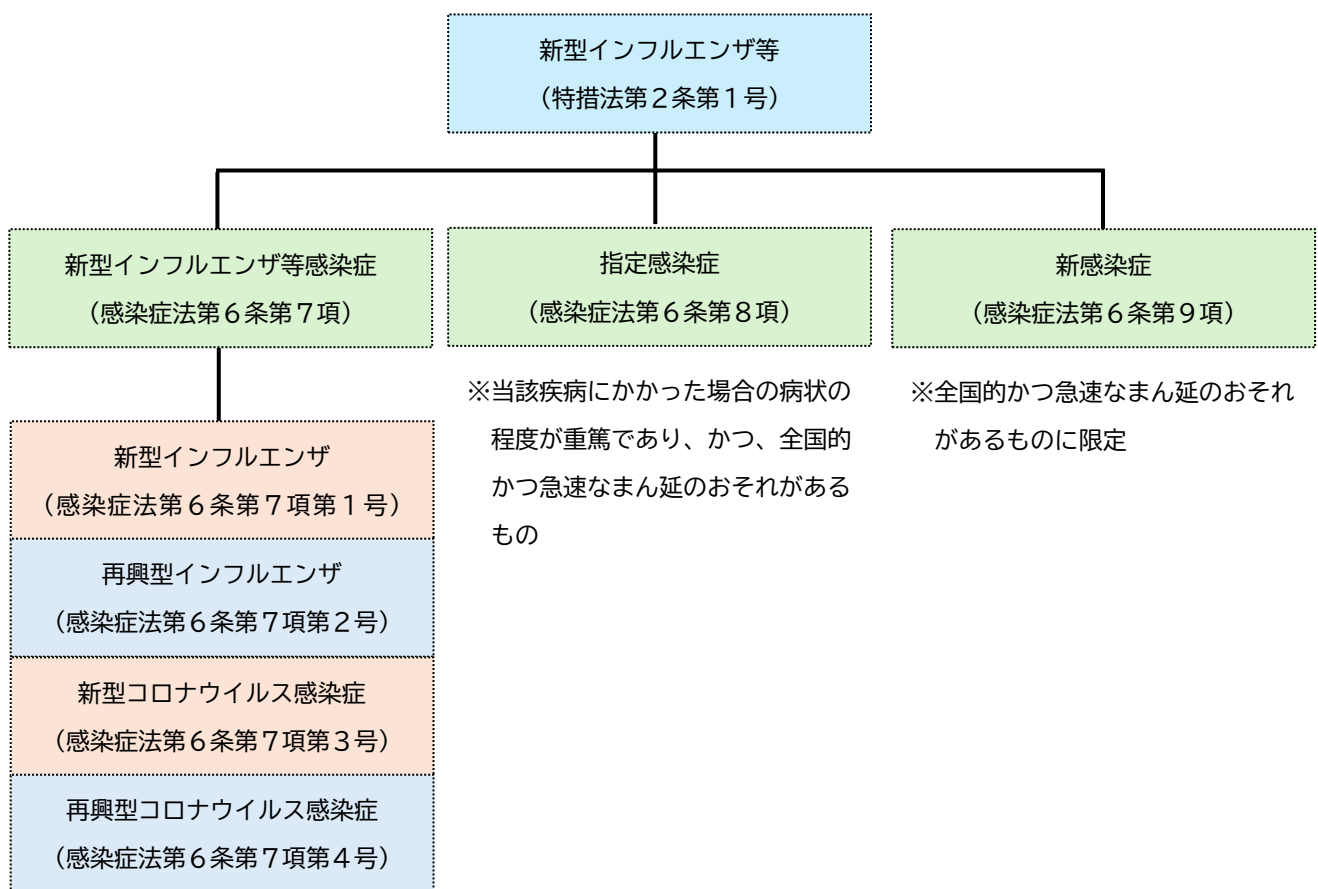
1 根拠

この計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の行動計画である。

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

図表1 新型インフルエンザ等



3 計画の基本的な考え方

特措法では、市区町村は都道府県行動計画に基づいて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定することが求められている。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法、感染症法及びその他の法令等に基づき新型インフルエンザ等への対策を実施することになる。

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や都が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、市区町村、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、相互に緊密な連携を図りながら新型インフルエンザ等の対策が推進されるようにする。
- (3) 市の地理的な条件や市民の検（健）診状況の特徴、医療提供体制の状況等を考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策と併せて、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高めるとともに、計画を検証し、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

5 計画の改定

市行動計画は、政府行動計画や都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に改定を行うものとする。

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関する重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を掲げていく。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供体制のキャパシティを超える事態が想定される。そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済活動に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

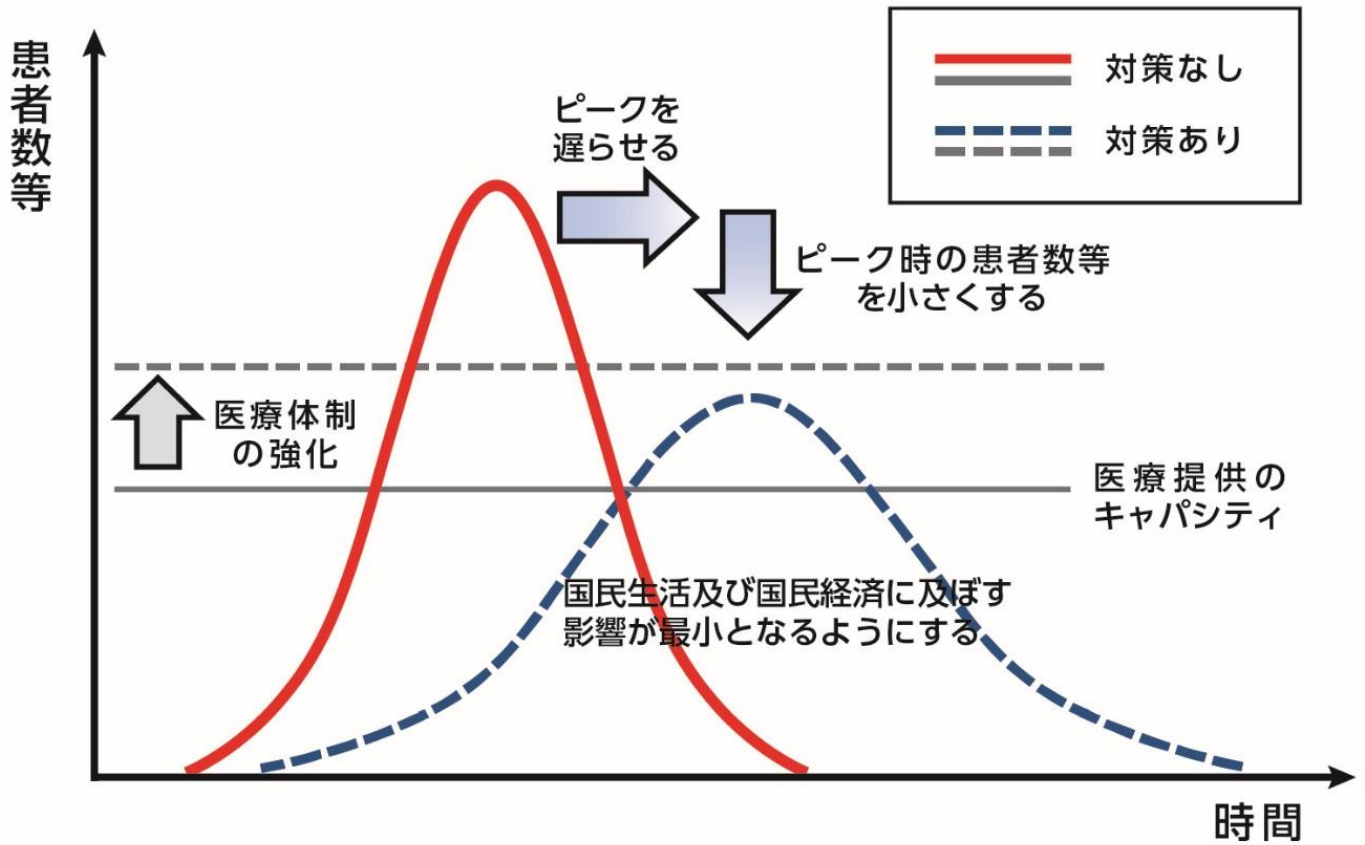
1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図表2 対策の概念図



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は市行動計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 迅速かつ効率的な情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策所管部署の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と都及び他市町村との円滑な連携等を図るため、DXの推進、都や他市町村との共同によるシステム開発・調達など、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備を進める。

2 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

4 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を行う。

5 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するための必要最小限のものでなければならないことに留意する。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも市民に対してその意義や必要性等を十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

6 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会経済活動の縮小及び停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼に置いて、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

7 関係機関相互の連携協力の確保

小金井市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

8 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等がお互いに協力してそれぞれの役割を果たし、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究の推進に努めるとともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方

支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

4 市

住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の市区町村と緊密な連携を図る。

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低

限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

9 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第4節 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

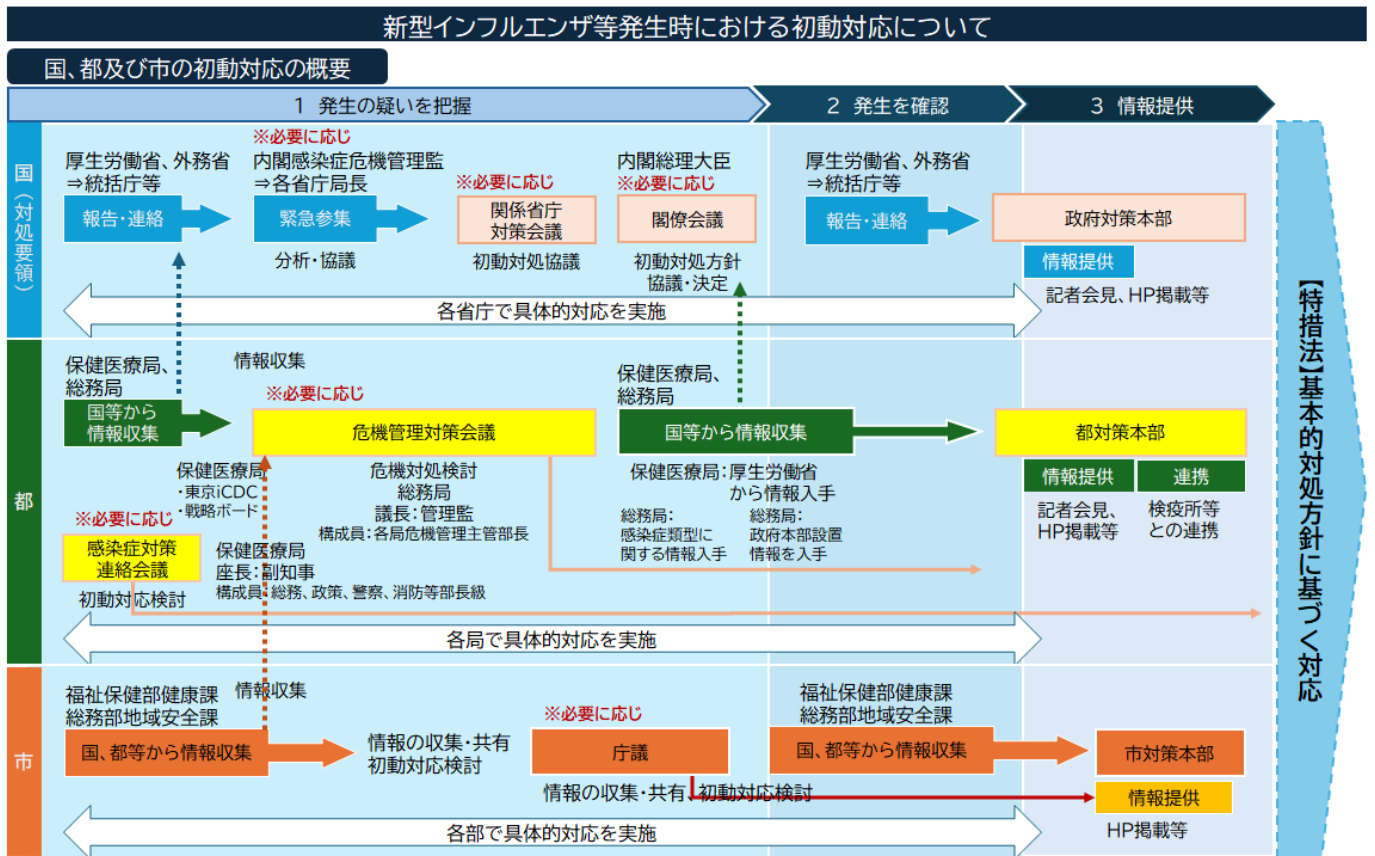
新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会経済活動の縮小及び停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

市は、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取組を推進するとともに、国、都などの関係機関と相互の連携を強化する。

1 市の初動対応

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに全庁的な初動体制を立ち上げる。

市は、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時における初動対応要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針及び都対策本部の対応に基づき、市対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。



出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7（2025）年5月16日）の「新型インフルエンザ等発生時における初動対応について」を参考に市にて作成

2 市対策本部の概要

特措法により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市においても、直ちに小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく市対策本部を設置する。

この条例に基づき、市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合には、市対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請を行い、速やかに所要の総合調整を行う。

3 市対策本部の構成

(1) 組織及び職員

ア 対策本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括する。

イ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員は、企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、防災安全担当部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、企画政策課長、広報秘書課長、地域安全課長、健康課長及び東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員をもって充てる。

(2) 対策本部会議

対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部会議を招集する。

対策本部長は、特措法第35条第4項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

危機管理体制イメージ

○小金井市新型インフルエンザ等対策検討委員会

- ✓ 情報の共有化と国内における新型インフルエンザ等発生に備えた体制整備

<構成>

委員長	福祉保健部長
構成員	健康課長、地域安全課長、企画政策課長、総務課長、市民課長、環境政策課長、地域福祉課長、子育て支援課長、都市計画課長、庶務課長、生涯学習課長、必要に応じその他課長
事務局	福祉保健部健康課

○小金井市新型インフルエンザ等対策本部

- ✓ 緊急事態宣言後速やかに設置
- ✓ 基本方針を審議策定する

<構成>

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員 (構成員)	企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、防災安全担当部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、企画政策課長、広報秘書課長、地域安全課長、健康課長、消防署長（東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員）、その他本部長が指定する者
事務局	福祉保健部健康課（補佐：総務部地域安全課）

(3) 部

対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

(4) 各部の主な役割

担当部署	主な役割
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応に関する事 ・広報等情報提供、集約に関する事 ・情報の収集、伝達及び処理に関する事 ・新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事 ・庁内の電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事 ・写真等による情報の収集及び記録に関する事 ・町会・自治会等との連絡調整に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における感染症対策に関する事 ・市施設における感染防止対策に関する事 ・国、都等との連絡調整等に関する事（危機管理部門に限る。） ・市民の安全、安心に関する事 ・市庁舎の来庁者等に関する事 ・職員のサービス及び感染状況に関する事 ・職員の感染予防等に関する事 ・職員の予防接種（特定接種に限る。）に関する事 ・社会活動及び事業活動の自粛要請又は指示に関する事 ・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事 ・車両の調達に関する事 ・所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係団体等との連絡調整に関する事 ・火葬、埋葬の許可等に関する事 ・地域団体、関係団体等との連絡調整に関する事 ・在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事 ・企業、農業団体等との連絡調整に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事 ・食糧、生活必需品等及び感染防止対策物資の確保に関する事 ・所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制に関する事 ・下水道機能の維持に関する事 ・公園等の安全確保に関する事 ・所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事

<p>福祉保健部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等感染症対策の総合調整に関する事 ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関する事 ・ 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・ 感染予防策等の広報に関する事 ・ 医療機関及び関係機関等との連絡調整に関する事 ・ 高齢者、障がい者等要配慮者支援に関する事 ・ 在宅要介護者の生活支援に関する事 ・ 介護者等が感染した場合の高齢者等の生活支援に関する事 ・ 医療体制及び検査体制、相談体制の確保に関する事 ・ 国、都等との連絡調整等に関する事（保健医療部門） ・ 市民への予防接種の実施に関する事 （新型インフルエンザ等ワクチン接種に関する事） ・ 発熱外来、感染症判定検査センターに関する事 ・ 患者搬送体制整備に関する事 ・ 自宅療養者等の支援業務に関する事 ・ 所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
<p>子ども家庭部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭部の所管事業を実施する施設の感染者、濃厚接触者等の把握に関する事 ・ 保育園・幼稚園の感染状況に関する事 ・ 乳幼児・妊産婦等の支援に関する事 ・ 所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
<p>都市整備部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関への注意喚起に関する事 ・ 所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
<p>会計管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の対策に係る現金及び物品の出納及び保管に関する事 ・ 支払資金の把握及び確保に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
<p>学校教育部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校の感染状況に関する事 ・ 教職員等の出勤状況の把握に関する事 ・ 市立学校との連絡調整に関する事 ・ 児童・生徒の学習支援に関する事 ・ 所管施設の感染予防等及び休業等に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第4節 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

生涯学習部	<ul style="list-style-type: none">・ 遺体安置所の設置、運用に関すること・ 所管施設の感染予防等及び休業等に関すること・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 議会への情報提供及び連絡調整に関すること・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること

第3章 発生段階等の考え方

第1節 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

第2節 各段階の概要

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市民に対する啓発や市・事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

2 初動期

国において、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

3 対応期

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

図表3 発生段階及び各段階の概要

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	市民に対する啓発や市・事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国において、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部や都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染防止に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部及び都対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずるところを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策項目

第1節 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守る。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民生活及び市民経済の安定の確保

第2節 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、次に示す1から7までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

1 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、都や近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備や都の対応を基に、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。その際、都からの助言等を得ながら、効果的に対策を推進する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる必要がある。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、市は、都が実施する緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の対応を踏まえ適切に対応する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は都と連携して、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市は、都と連携して、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、地域を越えたまん延の防止を想定し、新型インフルエンザ等の発生時における都の総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から都と緊密な連携を図り、適切な対策を講ずる必要がある。

市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足や流通の乱れ等により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

コロナ禍における市の主な取組み内容

○小金井市新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

○新型コロナウイルス感染症対策担当を設置

国及び東京都の新型インフルエンザ等対策本部が設置されたことを受け、本市においても、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、迅速な意思決定体制を確立し、全庁的な新型コロナウイルス感染症対策を推進した。また、新型コロナウイルス感染症の予防に関する業務を所掌する新型コロナウイルス感染症対策担当を設置した。

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 市行動計画の作成及び見直し

市は、政府行動計画及び都行動計画に基づき市行動計画を作成し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を見直していく。なお、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

1-2 実践的な訓練の実施

- (1) 市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、都と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、必要な知識技術を獲得できる研修受講の機会を確保する。

1-3 体制整備・強化

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、必要に応じて、業務継続計画の改定を進める。
- (2) 市は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関や関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- (3) 市は、平時から、都と連携して、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

1-4 関係機関との連携の強化

- (1) 市は、国、都及び関係機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、都と事前に調整し、着実な準備を進める。
- (3) 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、都に対して協力を要請し、着実な準備を進める。
- (4) 市は、多様な関係機関との連携体制の構築のため、コンタクトリストを作成する。

<関係機関一覧>

	関係機関
1	東京都
2	多摩府中保健所
3	小金井市医師会
4	小金井歯科医師会
5	小金井市薬剤師会
6	小金井市訪問介護連絡会
7	ワクチン配送業者

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

2-1-1 国や都からの情報収集

市は、国や都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、関係部署間との相互で情報共有し、必要に応じて市長に報告する。

2-1-2 小金井市対策本部会議の開催

市は、必要に応じて、特措法に基づかない任意の対策本部会議を開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、危機に対処するための対応策の検討を行う。

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 市は、国や都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、関係部署間との相互で情報共有する。
- (2) 市は、政府対策本部や都対策本部が設置された場合には、直ちに市長に報告するとともに、関係部署間との相互で情報共有する。また、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (3) 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- (4) 市は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、都と連携して、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。
- (5) 市は、医師会等と連携して、合同連絡調整会議を立ち上げる。

2-3 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費についてについて地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び東京都対策本部設置後においては、速やかに次の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- (1) 市は、都と連携して、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や市民経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- (2) 市は、都と連携して、市内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2 職員の派遣・応援

- (1) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、都又は他の市区町村に対して応援を求める。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

3-2-1 まん延防止等重点措置の公示について

3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

3-2-1-2 都による要請又は命令への協力

市は、都が、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、都に必要な協力をする。

3-2-1-3 まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する。

3-2-2 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

国及び都における手続きは以下のとおりとする。

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続き、期間や区域の公示及び解除の手続き等については、まん延防止等重点措置の手続きと同様であるが、以下の点で異なる。

国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなれされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

コロナ禍における市の主な取組み内容

- 市公式ホームページ、市報等による情報発信
- LINE（ライン）やX（旧ツイッター）等のSNSの活用による情報発信
- 防災行政無線による情報発信
- 市民への感染予防啓発動画に手話通訳をつけて配信

市民の不安解消と適切な行動変容を促すため、迅速かつ正確な情報発信を徹底した。市ホームページやSNSを通じた情報提供・共有に加え、防災行政無線や市報など、デジタルとアナログを組み合わせた多角的な周知を展開した。また、感染予防啓発動画に手話通訳を付け、誰一人取り残さないための配慮に注力した。

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、都と協力して、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市や都による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 市における感染症に関する情報提供・共有

- (1) 市は、市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

- (2) 都は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、都民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障がい者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、都による情報提供・共有が有用な情報源として、都民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都は、市区町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。市は、都に必要な協力をする。
- (3) 都から、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について周知の依頼があった場合には、市は市立小・中学校等にこれを周知する。
- (4) 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、市ホームページ、リーフレット、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、国や都、市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

図表4 情報提供・共有の形態及び方法

形態	方法	市における活用を検討する項目
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング	○
	ホームページ	○
	リーフレット・パンフレット・ポスター	○
	SNS（文字ベースのもの）	○
	SNS（動画ベースのもの）	○
B メディア等を通じた 広告、提供・共有	新聞等広告	
	インターネット広告	
	電子看板、街頭ビジョン	
	テレビCM	
	ラジオCM	
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 ^(*)	○
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有 ^(*)	○
	公共交通機関の車内放送・駅等でのアナウンス	
	防災行政無線 ^(*)	○

(注)^(*) 印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）より一部独自作成

【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、次のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

1-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など都知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について都と市の行動計画等で位置付けるとともに、円滑に情報提供・共有を行うことができるように検討する。

1-1-3 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する。

1-1-4 偽・誤情報に関する啓発

- (1) 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発に努める。
- (2) 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切な対処に努める。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、都と連携して、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 市は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- (2) 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、都と連携して、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- (4) 市は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (1) 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

図表5 広聴の形態及び方法

形態	方法
A ツール等を通じた意見や 関心の聴取	市ホームページへの意見
	市ホームページのアクセス分析
	ソーシャルリスニング（SNS等での発信状況の収集・分析）
	コールセンターへの質問・意見 ^(*)
	市民調査（ネット、郵便等による選択肢への回答方式）
	市民調査（対面形式でオープンクエスチョン）
	パブリックコメント
B イベントを通じた意見や 関心の聴取	公聴会
	シンポジウム
	車座対話
	ワークショップ
C 間接的な意見や関心の 聴取	地方公共団体をはじめとする各種団体からの要望や情報提供・共有等

(注) ^(*) コールセンターでの応答の基となるQ&Aは、市ホームページで公表するなど、利用者の利便性に資するよう運用する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-1-1 市における情報提供・共有

- (1) 市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められるため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- (2) 市は、感染症の発生状況及び感染対策等について、報道発表、記者会見（記者への説明、資料配布）、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信する。
- (3) メッセージの発信では、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- (4) 新型インフルエンザ等発生段階や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に応じて、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。
- (5) 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- (6) 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。
- (7) 市は、都が感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトを開設した際は、その

周知に協力するとともに必要に応じて特設サイトを活用し、市民等への情報提供・共有を行う。

- (8) 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- (9) 市は、市や都の対応等について市ホームページに集約して掲載し、市ホームページやSNS等を通じて市民に情報提供を行う。

2-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことがあり得る。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、国から提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について市民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都と連携して、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- (2) 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

3-1 基本的方針

3-1-1 市における情報提供・共有

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められるため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や都が示す科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- (2) 新型インフルエンザ等発生段階や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に応じて、予防策の徹底などを呼び掛ける。
- (3) 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない

外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- (4) 市は、市や都の対応について市ホームページに集約して掲載し、市ホームページやSNS等を通じての広報を行う。

3-1-3 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことがあり得る。

3-1-4 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、国から提供されたQ&Aを市ホームページへ掲載する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を継続する。

3-1-5 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都と連携して、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- (2) 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止

コロナ禍における市の主な取組み内容
○市庁舎及び市内公共施設等に対する消毒液、マスク、飛沫防止パネル等の配付
○市民が行う各種申請等の手続の郵送対応、申請期間の延長等
○市内公共施設の臨時休業、利用人数の制限等
○事業の中止・延期・縮小、変更等
○各種イベントの中止・延期
○市職員のテレワークの試行、交代制在宅勤務の実施及び時差出勤等の活用等
○市職員のオンライン会議等の活用
○抗原定性検査キット配布事業の実施
○PCRセンターの整備
○発熱外来診療の実施
○介護福祉事業所、障害福祉事業所等の職員及び利用者へのPCR自費検査費用等の補助
○自宅療養者等への生活支援物資の提供
○自宅療養者等への買い物代行支援の実施

公共施設等での消毒や飛沫防止対策等感染拡大防止の取組を徹底し、感染リスクの低減を図った。また、窓口業務においても郵送やオンライン手続きを推進した。感染拡大期には、抗原検査キットの配布やPCR検査等における費用負担の軽減を図り、自宅療養者への食料等生活支援物資の配送等を実施した。また、職員の感染防止や行政機能の維持等を目的に、時差出勤制度の活用、オンライン会議及びテレワークの試行等を実施した。

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、新型インフルエンザ等が発生し、市民が免疫を獲得していない段階では、市内において感染が急速に拡大し、市民生活及び市民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者等から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の

生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。

- (2) 市は、平時から市民に対して、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国及び都の対応を踏まえ、小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、都と連携して、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、都と連携して、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策としては、次のようなものがある。感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、市内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

3-1-1 市民等に対する要請等

市は、都の取組状況等を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を要請する。

3-1-2 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1 営業時間の変更や休業要請等

市は、都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等を要請した場合は、これに協力する。

3-1-2-2 学校等における対応

3-1-2-2-1 市立学校

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時には、都と連携して、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。
- (2) 新型インフルエンザ等の疑い又はり患していると診断された児童・生徒への対応について

は、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

- (3) 患者等の集団発生がみられた場合は、管轄保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。
- (4) 同じ地域や市内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、市内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じて、全ての市立学校の閉鎖について検討する。

3-1-2-2-2 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

3-1-3 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、都が、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合は、これに協力する。

3-1-4 市における対応等

まん延防止のため、発熱外来の立上げを検討する。また、感染者の医療機関と自宅あるいは医療機関間等の搬送のために、市内タクシー会社と提携して専用の陰圧搬送車の手配や自宅療養者支援等の実施を検討する。

第4章 ワクチン

コロナ禍における市の主な取組み内容
○小金井市新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営
○新型コロナウイルス感染症対策担当の設置
○市内公共施設での集団接種の実施
○市内医療機関での個別接種の実施
○大規模接種会場の設置及び集団接種の実施
○「予約なし接種」「夜間接種」などの接種機会の確保
○コールセンターの設置
○市内駅前での街頭キャンペーン（ワクチン接種の呼びかけ）

医師会等との連携により、集団接種及び個別接種を実施し、迅速かつ安全な接種体制を構築した。また、コールセンターを設置し、ワクチン接種における市民からの問合せ対応及び接種券等の発行を行った。

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、都と連携して、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の図表6「予防接種に必要となる可能性がある資材」を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

図表6 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <input type="checkbox"/> 血圧計等 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【医師・看護師用用品】 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等
その他（新型コロナウイルスワクチン接種で必要となったもの）	
【準備品】 （医薬品・医薬物品） <input type="checkbox"/> 注射パッド（Sサイズ） <input type="checkbox"/> 非アルコール綿 <input type="checkbox"/> 2.5mlシリンジ <input type="checkbox"/> 注射針（21G） （救急用品） <input type="checkbox"/> パルスオキシメーター <input type="checkbox"/> 点滴台 <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ <input type="checkbox"/> 酸素チューブ <input type="checkbox"/> 酸素マスク <input type="checkbox"/> リザーバーマスク <input type="checkbox"/> ジャクソンリース回路 <input type="checkbox"/> 経鼻エアウェイ（内径6.0mm、7.0mm） <input type="checkbox"/> 挿管セット （喉頭鏡、気管チューブ、バイトブロック、スタイルット） <input type="checkbox"/> キシロカインゼリー <input type="checkbox"/> 5.0mlシリンジ（カフ用） <input type="checkbox"/> 固定用テープ（トレキテープ） <input type="checkbox"/> サーフロ針（20, 22, 24G） <input type="checkbox"/> 注射針（23, 25G） <input type="checkbox"/> 1mlシリンジ（ツベルクリン用） <input type="checkbox"/> 延長チューブ（1.7ml, 50cm） <input type="checkbox"/> 三方活栓（1個タイプ） <input type="checkbox"/> トランスポアサージカルテープ（幅2.5cm）	【文房具類】 <input type="checkbox"/> 用箋板 <input type="checkbox"/> 付箋 <input type="checkbox"/> クリアファイル 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 搬送車両（リース） <input type="checkbox"/> 物品搬送靴 <input type="checkbox"/> 扇風機 <input type="checkbox"/> 冷風機 <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 担架（ストレッチャー） <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> ディープフリーザー用蓄電充電電池 <input type="checkbox"/> サージカルマスク <input type="checkbox"/> ステンレスワゴン <input type="checkbox"/> 椅子等消毒用アルコールシート <input type="checkbox"/> 筆談ボード <input type="checkbox"/> 拡大鏡 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タイマー <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 石鹼 <input type="checkbox"/> 養生テープ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> ゴム印（医療機関コード、施設名） <input type="checkbox"/> シール（経過観察分類用：赤、黄色） <input type="checkbox"/> エチケット袋（ビニール袋、紙袋） <input type="checkbox"/> 嘔吐用消毒セット <input type="checkbox"/> 会場案内掲示物 <input type="checkbox"/> 脱衣かご
【医師・看護師用用品】 <input type="checkbox"/> N95マスク <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> ゴーグル	

1-2 ワクチンの供給体制

1-2-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、医師会等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、次のア及びイの体制を構築する。

- ア 医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- イ 都との連絡調整の方法及び役割分担

1-2-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、市内のワクチン配送事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、医師会等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。
- (2) 市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2 特定接種

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制を構築する。
- (2) 特定接種の対象となり得る市職員等について把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3 住民接種

市は、平時から次の(1)から(3)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (1) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者等に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
 - ア 市は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する市内に居住する者全員

が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討する。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

○接種対象者数
○市の人員体制の確保
○医師、看護師、薬剤師、受付担当者等の医療従事者等の確保
○接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
○接種に必要な資材等の確保
○国、都及び市区町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
○接種に関する市民への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を、以下図表の考え方に基づき推計する等、住民接種のシミュレーションを平時から行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

図表7 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある市民	市の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	市の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満）が接種不可の場合、その保護者を接種対象として試算する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的な接種又は個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的な接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得て接種体制の構築を図る。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会

場について、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）のそれぞれに必要な場所や人員について検討する。その際は、接種会場の入口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自ら直営運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも検討する。

- (2) 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市民が小金井市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (3) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 市民への対応

- (1) 市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。
- (2) 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について市ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-4-2 市における対応

市は、都の支援を活用しつつ、定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施や健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健衛生担当部署のみならず庁内関係部署間での連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、市は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に

関する情報の周知を図るなど、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5 DXの推進

- (1) 市は、予防接種関係のシステム（健康管理システム等）を整備するに当たっては、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- (3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

<目的>

市は、都と連携して、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の準備

市は、国から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。

2-1-2 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築する。

2-1-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を依頼する。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、本章「4. ワクチン 1 準備期」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-3 特定接種と住民接種

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

2-3-2 住民接種

(1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基

づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。
- (3) 市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員を確保及び配置する。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- (5) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市区町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議する。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種することについても協議する。
- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (7) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等を手配する。
- (8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であり、民間施設を利用する場合、防火管理者選任届を消防署へ提出する必要があるため、必要な手続きを速やかに行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠を考慮した上で、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例は以下のとおりとする。

<p>例1</p>	<p>予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとし、接種後の状態観察を担当する者を1名おく（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。</p>
<p>例2 （新型コロナワクチン接種時 ※2ブースで1日約220回の接種回数）</p>	<p>1か所当たりの接種体制は、医師2名、看護師4名、薬剤師3～4名、事務20名（設営・撤去・運営含む）。 ※「小金井市新型コロナワクチン接種実施計画（令和4年1月11日版）」による。</p>

- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）が必要であることから、医師会等と協議の上、物品や薬剤を準備するとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、管轄保健所、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、医師会や関係機関、医療資材会社等の協力を得ながら、原則として全て市が準備する。具体的に必要物品としては、以下図表「接種会場において必要と想定される物品」を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

図表8 接種会場において必要と想定される物品

<p>【準備品】</p> <p><input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/>トレイ</p> <p><input type="checkbox"/>体温計</p> <p><input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器</p> <p><input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品</p> <p>※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <p><input type="checkbox"/>血圧計等 <input type="checkbox"/>静脈路確保用品</p> <p><input type="checkbox"/>輸液セット <input type="checkbox"/>生理食塩水</p> <p><input type="checkbox"/>アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</p>	<p>【医師・看護師用用品】</p> <p><input type="checkbox"/>マスク</p> <p><input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L）</p> <p><input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆</p> <p><input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト</p> <p>【文房具類】</p> <p><input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/>日付印</p> <p><input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>はさみ</p> <p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子</p> <p><input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード</p> <p><input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</p> <p><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>
<p>その他（新型コロナウイルスワクチン接種で必要となったもの）</p>	
<p>【準備品】</p> <p>（医薬品・医薬物品）</p> <p><input type="checkbox"/>注射パッド（Sサイズ） <input type="checkbox"/>非アルコール綿</p> <p><input type="checkbox"/>2.5mlシリンジ <input type="checkbox"/>注射針（21G）</p> <p>（救急用品）</p> <p><input type="checkbox"/>パルスオキシメーター <input type="checkbox"/>点滴台</p> <p><input type="checkbox"/>酸素ボンベ <input type="checkbox"/>酸素チューブ</p> <p><input type="checkbox"/>酸素マスク <input type="checkbox"/>リザーバマスク</p> <p><input type="checkbox"/>ジャクソンリース回路</p> <p><input type="checkbox"/>経鼻エアウェイ（内径6.0mm、7.0mm）</p> <p><input type="checkbox"/>挿管セット</p> <p>（喉頭鏡、気管チューブ、バイトブロック、スタイルット）</p> <p><input type="checkbox"/>キシロカインゼリー</p> <p><input type="checkbox"/>5.0mlシリンジ（カフ用）</p> <p><input type="checkbox"/>固定用テープ（トレキテープ）</p> <p><input type="checkbox"/>サーフロ針（20, 22, 24G）</p> <p><input type="checkbox"/>注射針（23, 25G）</p> <p><input type="checkbox"/>1mlシリンジ（ツベルクリン用）</p> <p><input type="checkbox"/>延長チューブ（1.7ml, 50cm）</p> <p><input type="checkbox"/>三方活栓（1個タイプ）</p> <p><input type="checkbox"/>トランスポアサージカルテープ（幅2.5cm）</p>	<p>【文房具類】</p> <p><input type="checkbox"/>用箋板 <input type="checkbox"/>付箋</p> <p><input type="checkbox"/>クリアファイル</p> <p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>搬送車両（リース） <input type="checkbox"/>物品搬送靴</p> <p><input type="checkbox"/>扇風機 <input type="checkbox"/>冷風機</p> <p><input type="checkbox"/>暖房器具</p> <p><input type="checkbox"/>担架（ストレッチャー）</p> <p><input type="checkbox"/>AED <input type="checkbox"/>ベッド</p> <p><input type="checkbox"/>車椅子</p> <p><input type="checkbox"/>ディープフリーザー用蓄電充電電池</p> <p><input type="checkbox"/>サージカルマスク <input type="checkbox"/>ステンレスワゴン</p> <p><input type="checkbox"/>椅子等消毒用アルコールシート</p> <p><input type="checkbox"/>筆談ボード <input type="checkbox"/>拡大鏡</p> <p><input type="checkbox"/>ゴミ袋 <input type="checkbox"/>タイマー</p> <p><input type="checkbox"/>時計 <input type="checkbox"/>石鹼</p> <p><input type="checkbox"/>養生テープ <input type="checkbox"/>ビニールシート</p> <p><input type="checkbox"/>ティッシュ <input type="checkbox"/>ペーパータオル</p> <p><input type="checkbox"/>ゴム印（医療機関コード、施設名）</p> <p><input type="checkbox"/>シール（経過観察分類用：赤、黄色）</p> <p><input type="checkbox"/>エチケット袋（ビニール袋、紙袋）</p> <p><input type="checkbox"/>嘔吐用消毒セット <input type="checkbox"/>会場案内掲示物</p> <p><input type="checkbox"/>脱衣かご</p>
<p>【医師・看護師用用品】</p> <p><input type="checkbox"/>N95マスク <input type="checkbox"/>ガウン</p> <p><input type="checkbox"/>フェイスシールド <input type="checkbox"/>ゴーグル</p>	

- (10) 市は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所については、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- (11) 市は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断するに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備する。

第3節 対応期

<目的>

市は、都と連携して、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供をするとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って都内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

3-1-2 ワクチン等の流通体制の構築

市は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する。

3-1-3 ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

- (1) 市は、ワクチン等の納入量等に関する国や都との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供をする。
- (2) 市は、ワクチン等の供給が不足することが見込まれる場合には、都に対し、十分な供給量を確保することを要請する。

3-2 接種体制

3-2-1 接種体制

- (1) 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-2 特定接種

市は、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国と連携して、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-3 住民接種

3-2-3-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

3-2-3-2 予防接種の準備

市は、国及び都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の接種体制を準備する。

3-2-3-3 予防接種体制の構築

- (1) 市は、国からの要請に応じて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (2) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- (3) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリス

ク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- (5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-3-4 接種に関する情報提供・共有

- (1) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市は、国からの要請を受けて、国及び都に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (2) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な市民に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (3) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な市民に対しては、市報への掲載等、紙での周知を図る。

3-2-3-5 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障がい者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-3-6 接種記録の管理

市は、国及び都と連携して、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステム等を活用し、接種記録を適切に管理する。

3-3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、市は審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき国及び都に通達する。健康被害が予防接種を受けたことによるものと認定された場合には、被接種者に適切に給付を行う。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市区町村となる。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び都が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民へ周知・共有する。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（ワクチンコールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

- (1) 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- (2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

○新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
○ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
○ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
○平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(3) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

○接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
○ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
○接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

コロナ禍における市の主な取組み内容

○保健所との密な連携

○医師会等関係機関との密な連携

新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健所及び医師会等関係機関と密な連携体制を構築した。

第1節 準備期

<目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。

感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。市は、管轄保健所との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、役割分担を明確化するとともに、相互に密接に連携できるようにする。

また、市は都が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 業務継続計画を含む体制の整備

(1) 市は、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における市の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

加えて、業務継続計画の作成に当たって行う業務の優先度の整理については、各業務の縮小・延期・停止が市民の生活や安全確保に与える影響や、縮小・延期・停止することにより法令違反となる可能性の有無等を踏まえて行う。

1-2 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-2-1 研修・訓練等の実施

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

1-2-2 多様な関係機関との連携体制の構築

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や医師会等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
- (2) 市は、必要に応じて感染症法に定める総合調整を都に要請しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。
- (3) 有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、都と連携して、他の市区町村との連携体制を構築し、市全体で感染症危機に備える体制を構築する。

1-3 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 市は、国及び都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築する。
- (2) 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。
- (3) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- (4) 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、
同時には感染症情報の共有にも適切に配慮する。

を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

- (6) 市に寄せられる市民の相談等は、感染症危機の発生を探知する契機となることも少なくないことから、市は、平時から市民からの相談に幅広く応じることを通じて、情報の探知機能

を高める。

- (7) 市は、市民が感染症に関する正しい認識を持つように情報提供するとともに、感染症発生時における広報体制について、事前に関係部署間で役割を整理する。

第2節 初動期

<目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、国や都、他自治体の動向等を注視し、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 有事体制への移行準備

- (1) 都は、国からの要請や助言を受けて、有事の検査体制への移行の準備を適時適切に行い、市は、都に必要な協力をする。
- (2) 都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。これらについて、市は、都に必要な協力をする。

2-2 市民への情報提供・共有の開始

市は、都と連携して、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市行動計画や地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職団体との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有するとともに、市は、都に必要な協力をする。

3-2 主な対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、次の3-2-1から3-2-3までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1 相談対応

市は、感染したおそれのある市民等について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。また、管轄保健所を案内する。

3-2-2 健康観察及び生活支援

- (1) 市は、都が行う健康観察に必要な協力をする。
- (2) 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-2-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 市は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国及び都や関係機関等と連携し、効果的に情報発信を行う。
- (2) 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に

対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

- (3) 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都和連携して、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資

コロナ禍における市の主な取組み内容

○マスク、消毒液、防護服等の資機材の購入、備蓄、供出

市民と職員の安全を守るため、衛生用品等の備蓄を強化した。

新型コロナウイルス感染症対策及び医療提供体制確保のため、市内医療機関にマスク等を配付した。

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 都は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- (3) 市は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 都は、都予防計画に基づき、都が協定を締結した地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。市は、都に必要な協力をする。
なお、市は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。
- (2) 都は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。市は、都に必要な協力をする。
- (3) 都は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。市は、都に必

- (4) 都は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。市は、都に必要な協力をする。
- (5) 都は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。市は、都に必要な協力をする。
- (6) 都は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。市は、都に必要な協力をする。

1-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携して、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。市は、都に必要な協力をする。

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、都が実施する有事に必要な感染症対策物資等を確保に協力する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- (1) 都は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。市は、都に必要な協力をする。
- (2) 都は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。市は、都に必要な協力をする。

2-2 円滑な供給に向けた準備

- (1) 都は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。市は、都に必要な協力をする。
- (2) 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。
- (3) 市は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国及び都、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- (4) 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。市は、都に必要な協力をする。
- (5) 市は、医師会等から情報収集を行い、市内医療機関等における感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の把握に努めることとし、個人防護具等が不足するおそれのある場合には、都からの供出状況を確認したうえで、市が備蓄する感染症対策物資等の供出の準備等を行う。

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、都が実施する感染症対策物資等の確保に協力するとともに、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等の確保に努める。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- (1) 都は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。市は、都に必要な協力をする。
- (2) 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

3-2 不足物資の供給等適正化

- (1) 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具の供出を行う。市は、都に必要な協力をする。
- (2) 市は、都が実施する感染症対策物資等の供出及びその他の状況等を踏まえ、必要に応じて市が備蓄する感染症対策物資等の供出等を行う。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

コロナ禍における市の主な取組み内容

- 臨時特別給付金、新生児特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯等に対する臨時給付金等の支給
- 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料の支払い猶予及び減免等
- 介護福祉事業所、障害福祉事業所等への運営費等の補助
- 市内中小企業者への支援金の支給
- 地域振興券の発行

臨時特別給付金等市民に対する給付金事業や市内事業者への支援金の支給、地域の消費活動促進のための地域振興券の発行等、市民生活や地域経済の安定の確保に向けた取組を実施した。

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内関係部署での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 教育及び学びの継続に関する体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。

1-3-2 物資及び資材の備蓄

- (1) 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 市は、都と連携して、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-3-3 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携して、要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

1-3-4 火葬体制の構築

- (1) 市は、都の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。
その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。
- (2) 市は、都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。

1-3-5 その他必要な体制の整備

市は、国、都及び近隣市区町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても、都が整備するガイドラインに沿って廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図る。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨を行うとともに、国及び都の情報や新型インフルエンザ等の発生状況、市の対応を説明する。また、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかな対応を行い、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

2-1 市民生活への配慮

- (1) 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施する。
- (2) 市は、市の施設での感染防止対策の段階的な実施や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施やイベントの中止・延期を検討する。
- (3) 市は、市への届出・申請等について、対面での機会を減らすよう検討するなど、必要な対応の準備を行う。
- (4) 市は、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援や、平時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。

2-2 遺体の火葬・安置

市は、都を通じて国からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-3 その他必要な施策の実施

市は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型コロナウイルス等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じて、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じて、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、都と連携して、適切な措置を講ずる。
- (4) 市は、新型コロナウイルス等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは

役務又は国民経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- (2) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- (3) 市は、都の要請を受けて、地域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市区町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- (4) 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (5) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- (6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においてはいずれの市区町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
- (7) 市は、遺体を取り扱う事業者、火葬場従事者等関係者に対し、国が発出する通知等を踏まえ、遺族等の意向への配慮や遺体の取扱いに係る適切な感染対策の実施について、周知を行う。
- (8) 新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。
- (9) 市は、都からの要請に基づき、死亡者数の増加により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (10) 市は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、都と連携して、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。

3-2-3 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済への影響に対し、生活基盤が脆弱^{ぜい}な者等が特に大きな影響を受けることに留意しつつ、必要に応じた支援を行う。

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information Systemの略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等) や医療資材 (マスクや防護服等) の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品 (薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器 (同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具 (着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性げい弱性のみならず精神・心理的げい弱性や社会的げい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部、市対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
------	---